



2026 年 8 月 21 日

各 位

会社名 株式会社TMH  
代表者名 代表取締役社長 榎並 大輔  
(コード番号: 280A 東証グロース 福証 Q-Board)  
問い合わせ先 取締役経営管理部長 関 真希  
(TEL. 097-576-7666)

### 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分(以下、「本自己株式処分」といいます。)を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 処分の概要

|     |               |                     |
|-----|---------------|---------------------|
| (1) | 払込期日          | 2026 年 9 月 30 日     |
| (2) | 処分する株式の種類および数 | 当社普通株式 16,000 株     |
| (3) | 処分価額          | 1 株につき 1,172 円      |
| (4) | 処分価額の総額       | 18,752,000 円        |
| (5) | 割当予定先         | 当社の従業員 4 名 16,000 株 |

#### 2. 処分の目的および理由

当社は、本日開催の取締役会において、当社の従業員(以下、「対象者」といいます。))を対象に、対象者が当社の持続的な企業価値増大への貢献意欲を従来以上に高め、対象者と株主の皆様との価値共有を進めることおよび継続勤務に報いることを目的として、各対象者の職責の範囲および諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計 18,752,000 円(以下、「本金銭報酬債権」といいます。)、普通株式 16,000 株(以下、「本割当株式」といいます。))を付与することといたしました。本割当株式は対象者の在職期間中の勤務に対する対価であり、株式割当契約の定めに従い退職時に譲渡制限が解除されるものは、実質的に退職給付(退職金)としての性格を併せ有するものです。

本自己株式処分においては、割当予定先である対象者 4 名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について割当を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と対象者との間で締結される譲渡制限付株式割当契約(以下、「本割当契約」といいます。)の概要は、下記 3. のとおりです。

なお、本割当株式は、対象者の職責および役割の重要性、期待するインセンティブの性質、当社の中長期的な人材の確保・定着の方針その他諸般の事情を総合的に勘案し、割当対象者ごとに当社取締役会が定めるところにより、以下の 2 種類で構成されます。

A タイプ(退任・退職時解除型)…当社の役員又は従業員のいずれの地位からも退任又は退職した時点で、譲渡制限を解除するもの

B タイプ(期間満了解除型)…役務提供期間(3年間)を通じて継続在籍したことを条件として、在職中であっても、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除するもの

### 3. 割当契約の概要

本割当契約の概要は、以下のとおりです。

#### (1) 譲渡制限期間

A タイプ：2026 年 9 月 30 日から、当社の取締役、監査役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも退任又は退職する日までの期間

B タイプ：2026 年 9 月 30 日から 2029 年 9 月 29 日までの期間

対象者は、上記の期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）、本割当株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

#### (2) 役務提供期間

A タイプ：2026 年 9 月 30 日から退職時までの期間

B タイプ：2026 年 9 月 30 日から 2029 年 9 月 29 日までの 3 年間（本譲渡制限期間と同一の期間）

#### (3) 譲渡制限の解除

A タイプ：当社は、対象者が役務提供期間中、継続して当社の取締役、監査役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点（すなわち、退任又は退職の直後の時点）をもって、当該時点において保有する本割当株式の全部についての譲渡制限を解除する。

B タイプ：当社は、対象者が役務提供期間中、継続して当社の取締役、監査役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、当該地位にあるか否かを問わず、本譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において保有する本割当株式の全部についての譲渡制限を解除する。

なお、対象者が死亡により退任又は退職した場合には、A タイプおよび B タイプのいずれの本割当株式についても、当該退任又は退職の直後の時点をもって、当該時点において対象者の相続人が保有する本割当株式の全部についての譲渡制限を解除する。

#### (4) 役務提供期間中の退任等の取扱い

対象者が、A タイプにあっては本割当株式の払込期日から 1 年が経過するまでの間に、B タイプにあっては役務提供期間中に、当社の取締役、監査役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合（退任又は退職と同時にこれらの地位のいずれかに就任又は再任する場合および死亡による場合を除く）には、当社は、本割当株式の全部について振替手続等を開始し、当該振替手続の完了時点をもって本割当株式の全部を無償で取得する。

#### (5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理する。

#### (6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が効力を生じる場合には、組織再編等効力発生日の前営業日をもって、本割当株式の全部又は一部に係る譲渡制限を解除することができる。なお、当該譲渡制限の解除の直後の時点において譲渡制限が解除されていない本割当株式のすべてを、当社は当然に無償で取得する。

### 4. 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2026 年 8 月 20 日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 1,172 円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上